



美浦村議会基本条例 を制定しました

美浦村議会では、永年の懸案であった、議会基本条例の制定に向け、平成 26 年 3 月に「議会基本条例検討委員会」委員長 岡沢 清議員他 5 名」を設置し、約 1 年間で、計 14 回にわたり検討を重ねてきました。

議会基本条例検討委員会で は条例に盛り込む事項の議論、先進事例の調査、視察等を重ね、平成 27 年 4 月に村ホームページに条例案を掲載し、村民の意見を求め、今定例会開会日 6 月 9 日の本会議において、「美浦村議会基本条例」を議員提案し、全会一致で可決され、7 月 1 日より施行されました。

◆議会基本条例とは

美浦村の持続的で豊かな発展の実現を目指すという議会の責務に立ち、住民自治を基本に、議会の活性化と機能強

化を図るための議会運営の基本事項を条例に明文化するものです。

◆条例の主な内容

美浦村議会基本条例では、議会運営に関する次のような事項について定めています。

- 1 総則
- 2 議会・議員の活動原則
- 3 村民と議会との関係
- 4 議会と村長等との関係
- 5 議会機能の充実・強化
- 6 議員の身分・待遇
- 7 最高規範性及び見直し手続き

美浦村議会では、この条例の制定を契機に、村民主権を基礎とする村民の代表機関としての自覚を持って議員活動に専念し、常に公平性・透明性・信頼性を確保し、村民に開かれた議会を目指します。

請 願

◆年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める請願書

【請願者】

日本労働組合総連合会茨城県連合会県南地域協議会
議長 木村 太一

【紹介議員】

山崎 幸子議員

【要旨】

年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うべきもの。

【議決結果】

採択

【意見書提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

◆「安全保障関連法案」の廃案へ意見書提出を求める請願書

【請願者】

美浦村平和の会
代表 井上 勉

【紹介議員】

岡沢 清議員

【要旨】

侵略戦争の反省からつくられた日本国憲法は、日本が再び「戦争する国」にならないことを固く決意したものである。この憲法 9 条をこわす違憲立法につよく反対するもの。

【議決結果】

採択

【意見書提出先】

内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長